

後期高齢者医療制度の重要なお知らせ

問 保険年金課 ☎(55)71119

【被保険者証の更新】

新しい被保険者証を今年度は全員に2回送付します。7月下旬に送付する被保険者証(赤茶色)の有効期限は令和4年9月末までです。10月以降は9月に改めて送付する被保険者証(青色)をお使いください。

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月に届く2回目の被保険者証でご確認ください。

【被保険者証のお受け取り】

簡易書留郵便で送付しますので、受け取りの際は受領印が必要です。

※不在の場合は郵便局が置いていく「不在通知」の指示に従い受け取ってください。

【有効期限を過ぎた被保険者証】

個人情報報が読み取れないようにハサミなどで裁断して破棄してください(返送不要)。なお、被保険者証が届かない場合など不明な点があればお問い合わせください。

【その他】

別に通知する方は、通知の指示により更新してください。有効期限を過ぎた被保険者証は使用できなくなります。

【窓口負担割合の変更】

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方などは、現役並み所得者)窓口負担割合3割を除き、医療費の窓口負担割合は2割になります。

【制度に関するご質問】

あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570(0)558(7月11日～12月28日) ※土・日・祝含む 午前8時45分～午後5時15分

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

問 保険年金課 ☎(55)71119

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。
※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

【申請免除制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が免除になります。

・「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

▼免除要件／本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ別表の所得の目安以下のとき

別表

免除区分	納める保険料額(令和4年度)	老齢基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の目安
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3(4分の1納付)	4,150円	免除期間は8分の5で計算	88万円
半額(半額納付)	8,300円	免除期間は8分の6で計算	128万円
4分の1(4分の3納付)	12,440円	免除期間は8分の7で計算	168万円

*本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
*減額された保険料を納めていない期間は未納扱いとなり、受給要件にも老齢基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

【納付猶予制度】

・ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると、保険料の納付が猶予されます。

▼猶予要件／

- ・50歳未満の方が対象(学生を除く)
- ・本人と配偶者の前年所得がそれぞれ別表の全額免除の所得の目安以下のとき
- ・世帯主の所得は審査対象にはなりません。
- ・猶予された期間は、老齢基礎年金の金額には反映されません。

※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望する旨申し出ると、毎年度の申請手続きが不要です。なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。

▼承認期間／7月～令和5年6月(過去2年1か月前までの期間もさかのぼって申請可)

▼申請に必要なもの／

- ・基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険被保険者離職票または「雇用保険受給資格者証」などのコピー(失業を理由に申請する場合のみ必要)

▼申請先／保険年金課または各支所

【臨時特例】

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度までの所得の低下が見込まれる方は、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予されます。なお、学生の場合は学生納付特例の臨時特例の対象となります。

詳しくは、左記よりご確認ください。

【日本年金機構ホームページ】

https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html

【中村年金事務所 国民年金課】

☎052(45)7200



日本年金機構